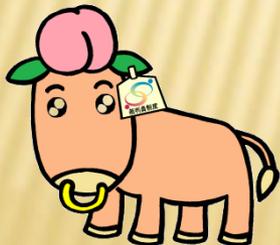


第35回地裁委員会

労働審判手続について

平成28年2月22日



岡山地裁マスコットキャラクター
ジャッジーちゃん

岡山地方裁判所第3民事部

裁判官 池上尚子

最近の個別労働紛争の急激な増加

第2次大戦後

集团的労使
紛争

1980年代

労使協調
路線

1990年代初期バブル崩壊
長い不況のトンネル

個別労働紛争の急激
な増加

- ◇解雇, 雇い止め
- ◇賃金未払い
- ◇出向・転籍

◇いじめ, 嫌がらせ etc

個別労働紛争の解決システム

労働者（個別労働紛争）

企業内における自主的な解決システム

紛争の類型・規模等に応じた手続選択
～労働局（労働相談）、法テラス、弁護士会 e t c による振り分け～

行政による解決システム

都道府県労働局

紛争調整委員会

労働委員会

都道府県労政主管事務所

労働基準監督署

弁護士会等によるADR

各弁護士会の
紛争解決センター

司法による解決システム

地裁

簡裁

訴訟

調停

労働審判

訴訟

※仮処分

個別労働紛争の解決 ～裁判所での主な手続～

訴訟

～判決によって解決～

〈手続選択のポイント〉

- 的確な主張・立証のため弁護士等に依頼することが望ましい
- 厳格な手続の下，裁判所の判断を求める事案になじむ

労働審判

～3回以内の期日で
実情に即した
柔軟な解決～

〈手続選択のポイント〉

- 的確な主張・立証のため弁護士に依頼することが望ましい
- 申立時に詳細な申立書のほか証拠書類の提出が必要
- 争点が複雑な事案や膨大または緻密な立証が要求される事案はなじまない

調停

～話し合いによる
円満な解決～

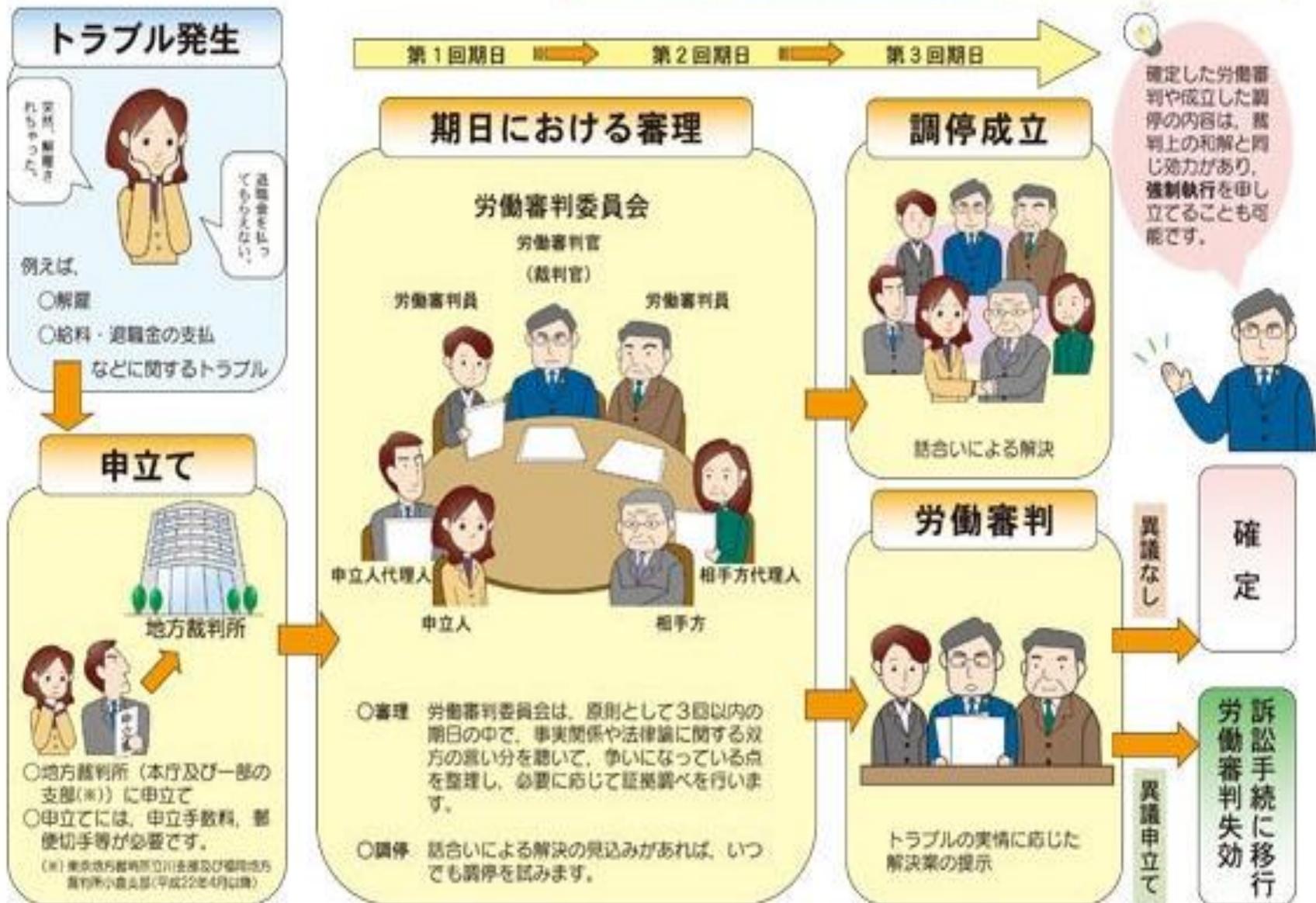
〈手続選択のポイント〉

- 法律の専門家でなくても申立てが容易
- 必ずしも詳細な主張書面や証拠書類の提出は不要
- 事案の軽重は問わない

～労働審判手続の流れ～

労働審判制度とは

労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断(労働審判)を行うという紛争解決制度です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。



手続の特徴

労働審判の 「3つのS」

◇ 迅速性 (Speedy)

3回以内の期日(概ね3か月程度が目安です)で手続が終了するので、訴訟手続に比べて迅速に結論を出すことができます。

◇ 専門性 (Specialized)

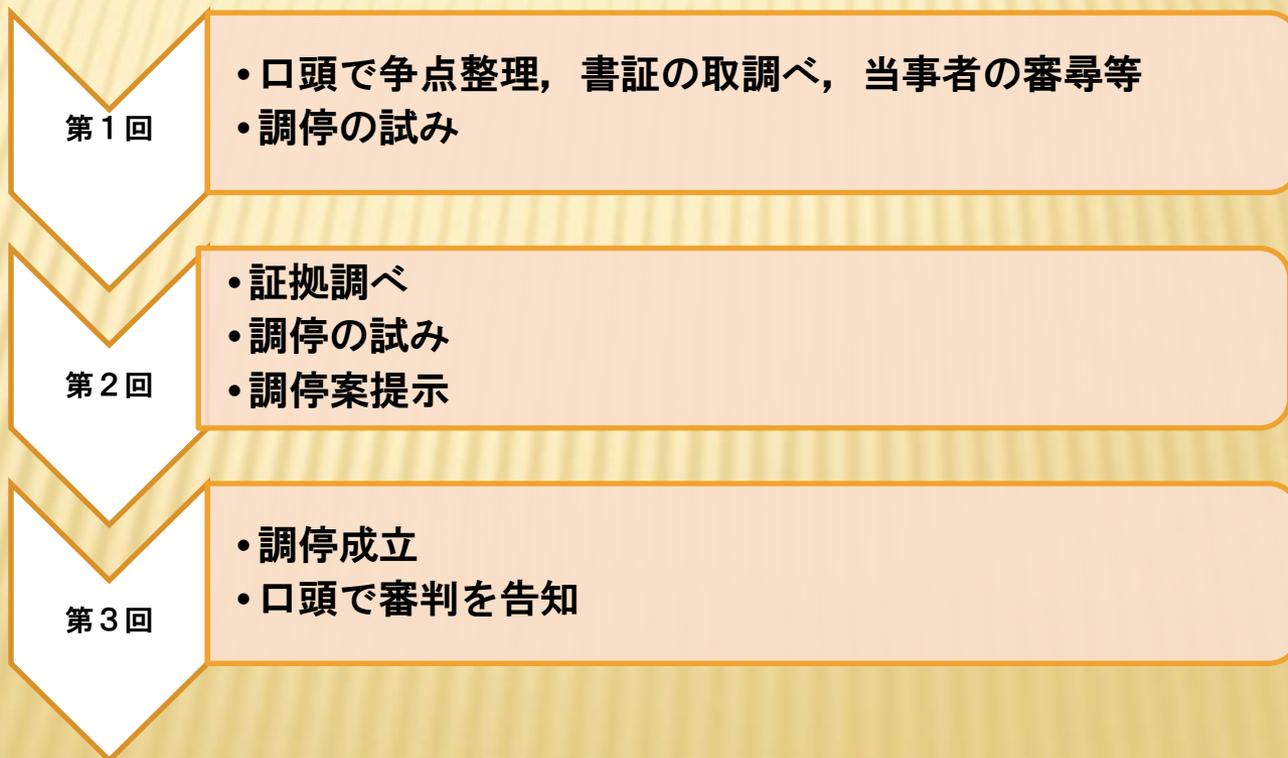
労働関係の知識経験を有する専門家が審理に関与します。

◇ 柔軟性 (Suitable)

事案の実情に応じた、柔軟な内容の審判をすることが可能です。

迅速性（Speedy）

原則として、3回以内の期日（概ね3か月程度が目安）で手続が終了する。



専門性 (Specialized)

労働審判委員会



労働審判員とは、

人事・労務管理制度の実情や職場や企業、産業等における労使慣行などについての専門的な知識経験を有する者のうちから、最高裁判所が任命。

事件ごとに裁判所が労使各1名の労働審判員を指定するが、労働審判員は、中立かつ公正な立場で職務を行う。

柔軟性（Suitable）

労働審判手続には、労働調停制度が「ビルト・イン」

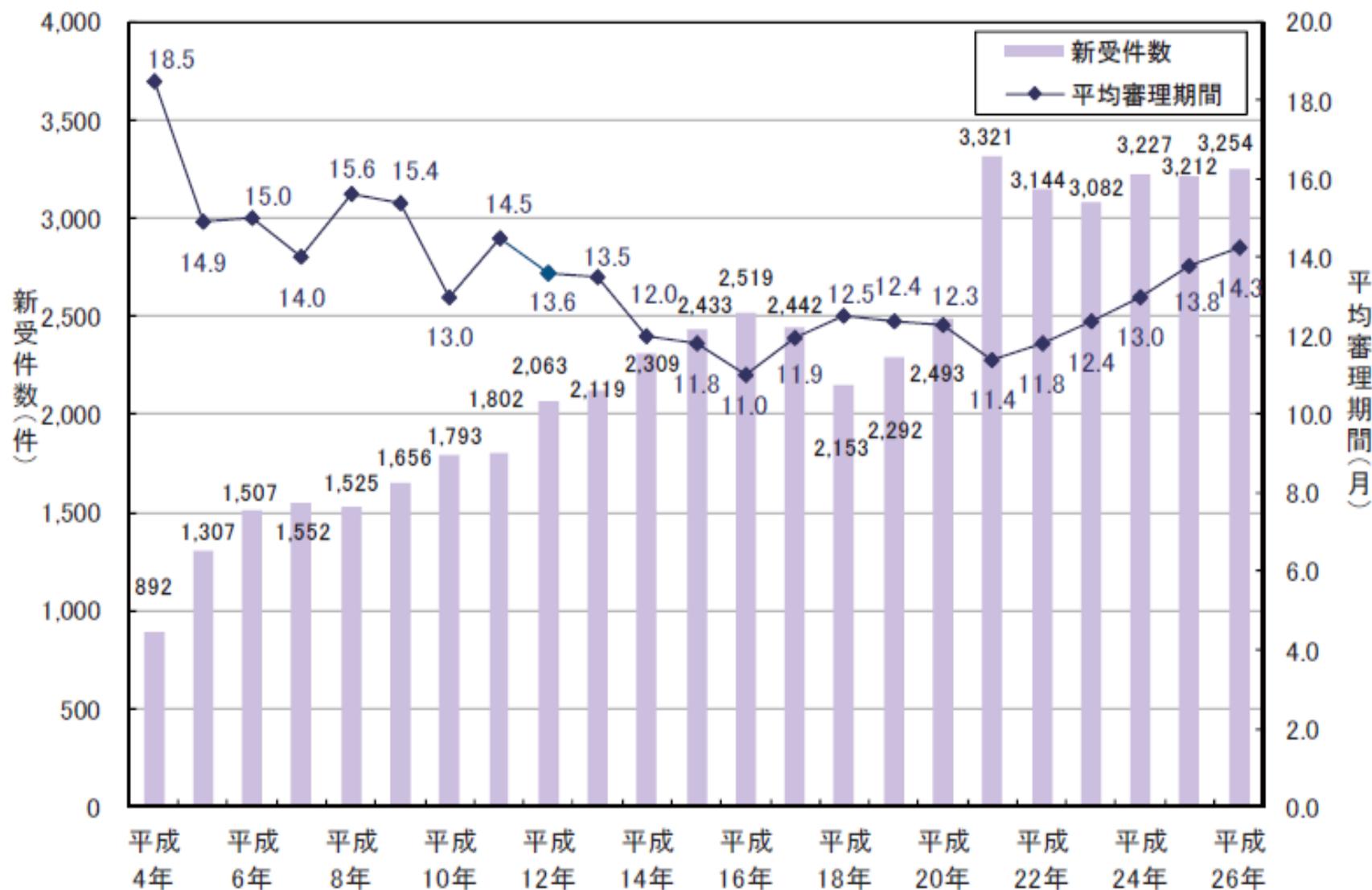
審判においても、権利関係や手続の経過を踏まえて、事案の実情に即した解決案を定めることができる。

例えば、

- ◇解雇無効を主張して地位確認、賃金支払請求事案で
→会社都合退職とし、解決金を支払って解決
- ◇残業代支払請求事案で
→解決金を支払って、今後の労働条件を確認して解決

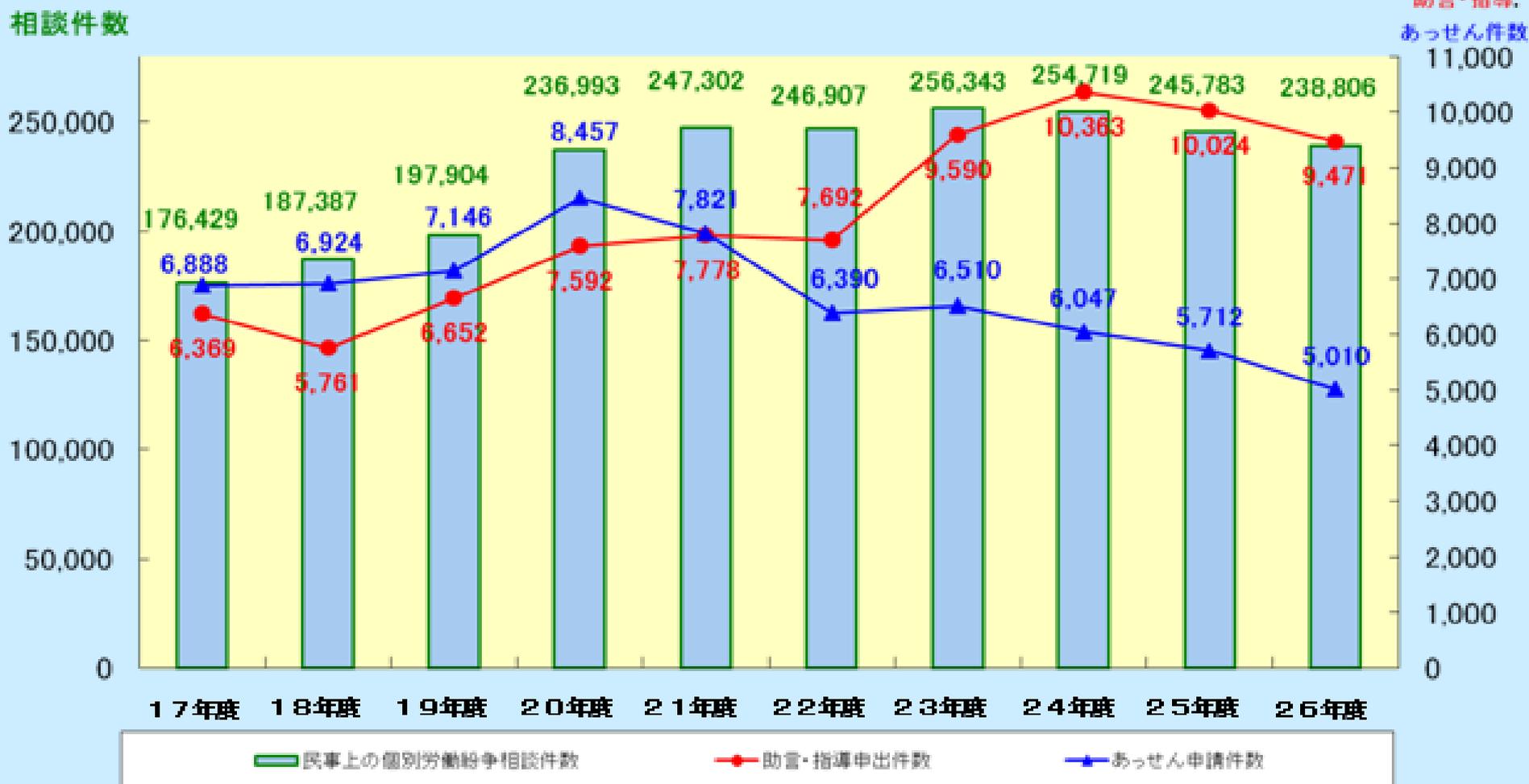
など・・・

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行状況

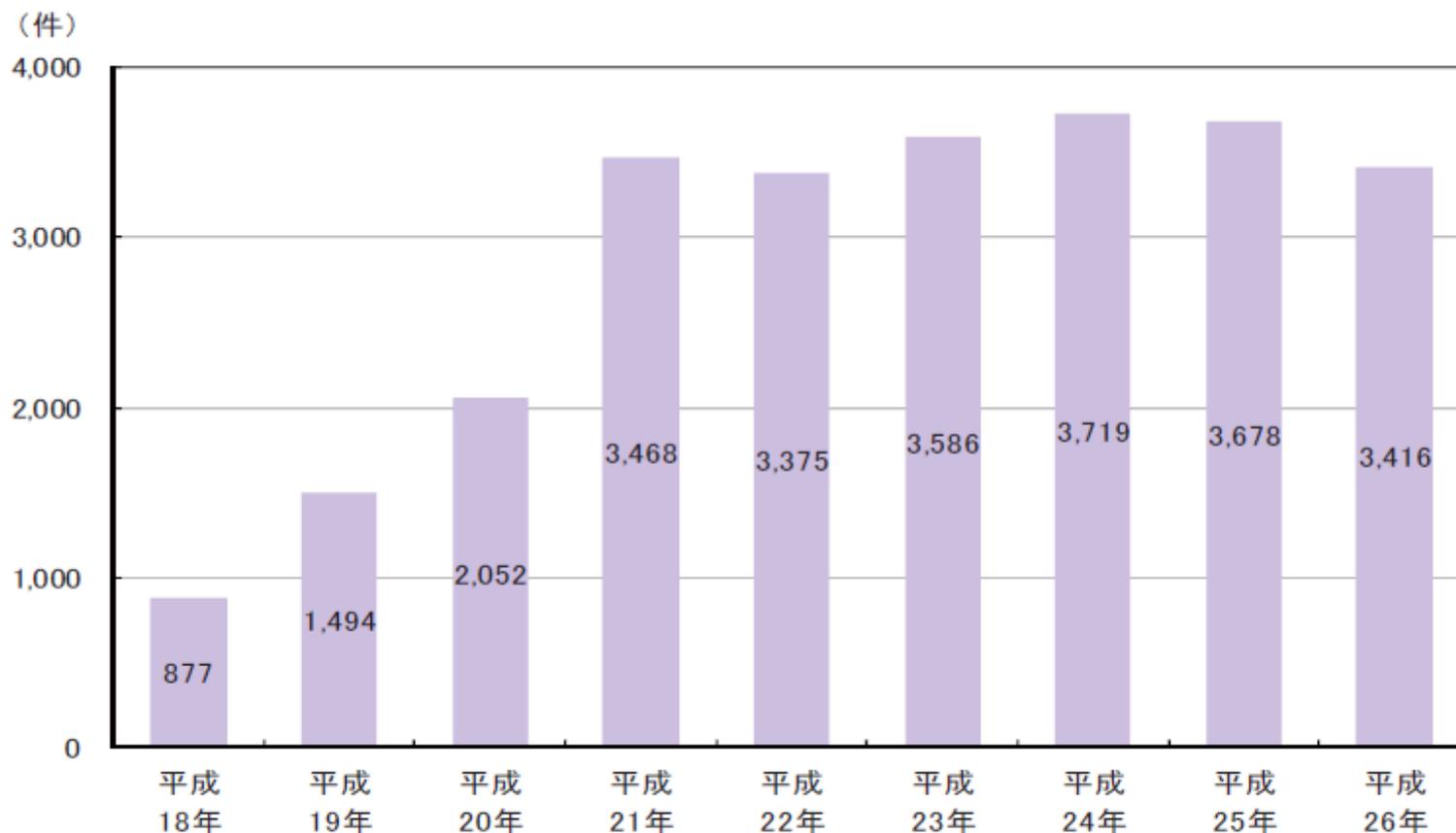


(平成27年6月厚生労働省発表)

労働審判事件の新受件数の推移

資料3

新受件数の推移(労働審判事件)

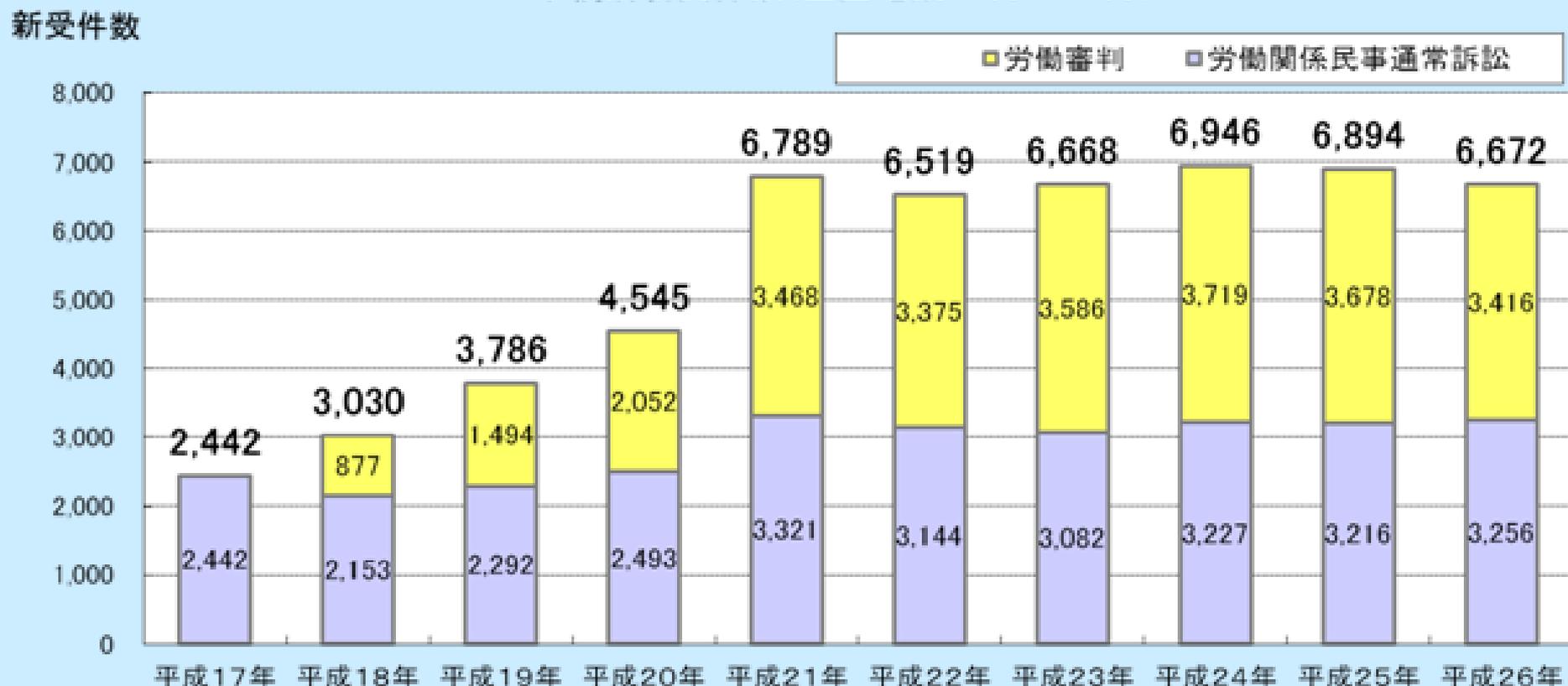


※ 数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

※ 平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

裁判所における労働紛争解決手続

手続別新受件数(全国地裁・1月～12月)



(注) 平成18年4月から労働審判制度導入。

資料5



終局事由別の既済事件割合

資料6

終局事由別の既済件数及び事件割合（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
労働審判	633 18.6%
調停成立	2,314 67.9%
24条終了	150 4.4%
取下げ	292 8.6%
却下・移送等	19 0.6%

労働審判	633
うち異議申立てあり	356
うち異議申立てなし	277

※ 数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

審理期間別の既済件数, 事件割合及び平均審理期間(労働審判事件)

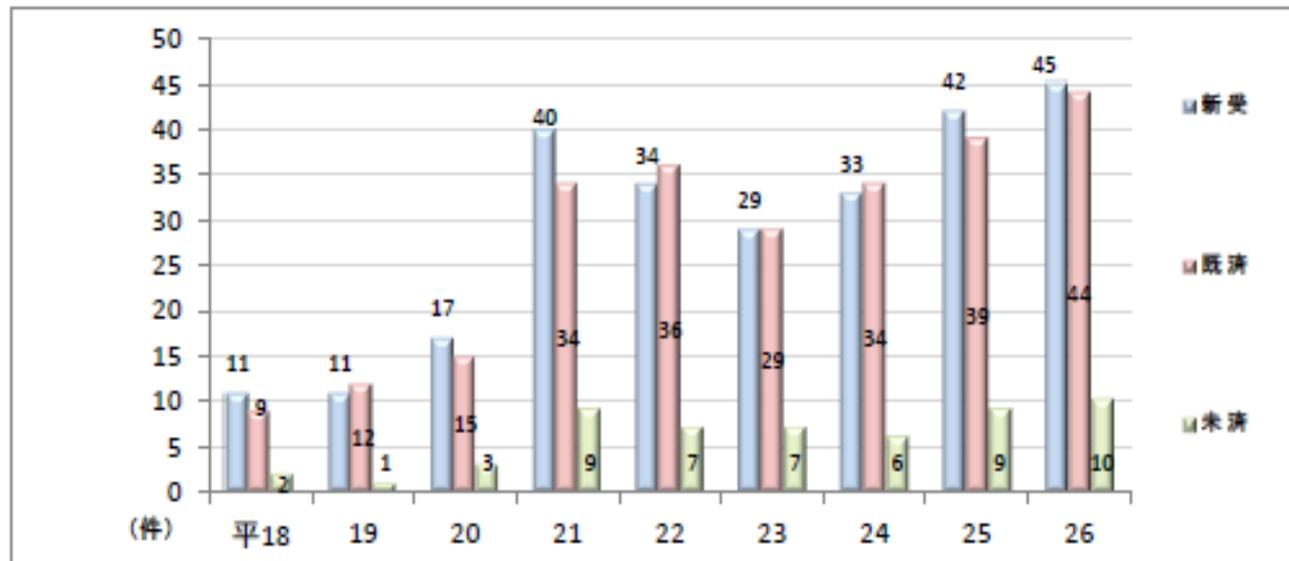
事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,408
平均審理期間(日)	79.5日
1月以内	90 2.6%
1月超2月以内	1,015 29.8%
2月超3月以内	1,171 34.4%
3月超6月以内	1,103 32.4%
6月超	29 0.8%

※ 数値は, 各庁からの報告に基づくものであり, 概数である。

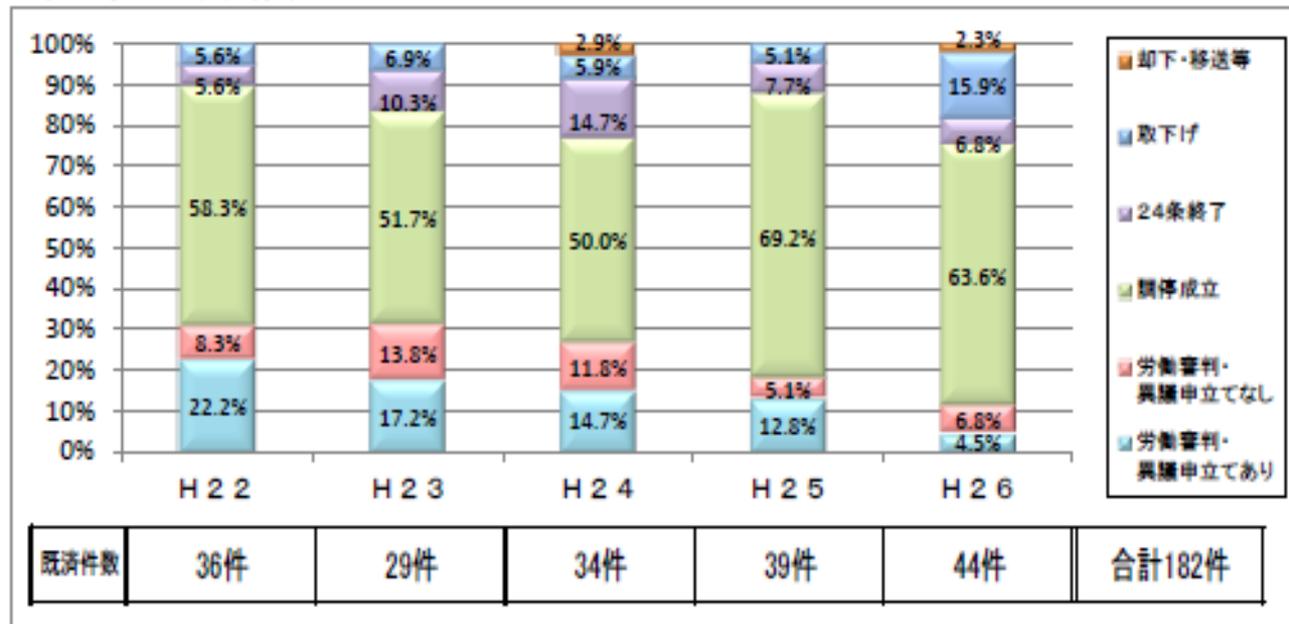
岡山地方裁判所における労働審判事件の動向等

資料8

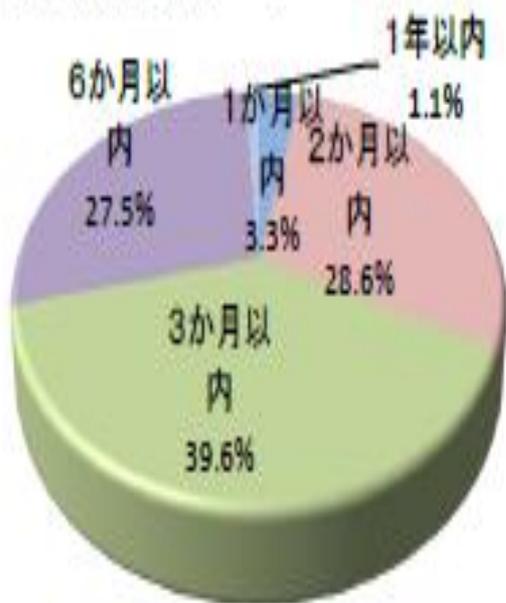
1 新受件数、既済件数及び未済件数の推移



2 終局事由別既済件数の割合

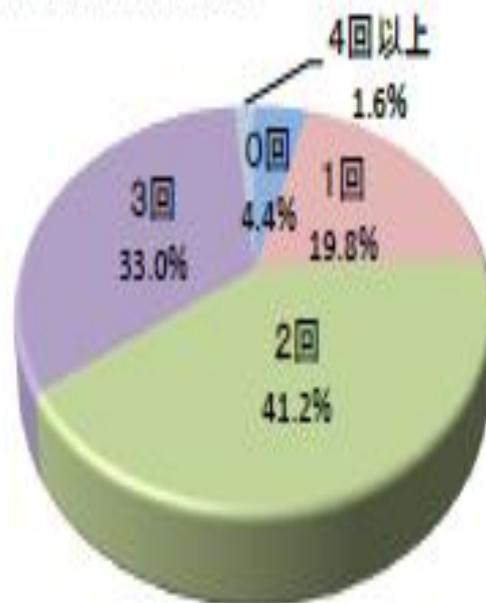


3 審理期間(平成22年~26年)



平均審理日数 75.9日

4 期日実施回数(平成22年~26年)



平均期日回数 2.08回

申立人代理人の有無別の
既済件数(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	2,897 85.0%
申立人代理人なし	511 15.0%

※ 数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

5 代理人弁護士の選任状況
(平成22年～26年)

申立人の選任率 87.4%

相手方の選任率 85.7%